

※応募を希望する方は募集要項を熟読の上、8月19日までに

下記の書類（紙媒体及び電子媒体）を柏キャンパス・新領域教務係まで提出してください。
様式はサイボウズの添付ファイルからダウンロードできます。

教務係メールアドレス： k-kyomu@kj.u-tokyo.ac.jp

《新規応募の方》

・奨学金受給申込書①～④の紙媒体（顔写真貼付、指導教員の推薦書記入・押印済みのもの）
及び Excel ファイル（写真・自署・押印は不要）

《継続応募の方》

・奨学金受給申込書①～⑤の紙媒体（顔写真貼付、指導教員の推薦書記入・押印済みのもの）
及び Excel ファイル（写真・自署・押印は不要）

※留学生の方も申込みできますが、申請書類を日本語で自分で作成し、日本語での面接審査を受けることができることが最低必要条件です。

公益財団法人双葉電子記念財団

【平成 27 年度】博士後期課程奨学金受給候補者募集要項

http://www.futaba-zaidan.org/guide/scholarship_guide.html

1. 奨学金助成の趣旨

大学院博士後期課程に在籍し自然科学系分野を専攻する院生(27年度の進学・進級予定者を含む)に、研究に専念するための学資金を助成することにより、将来、研究者として地域社会への貢献とわが国の自然科学技術の発展に寄与することを期待するものです。

2. 応募資格

(1) 給付の時期に千葉県又はその周辺(関東地域)における大学院博士後期課程の教育研究組織に在籍し、勉学に専念する(平成 27 年度の進学・進級予定者を含む)大学院学生(外国人留学生を含む)。

(2) 給付の時期に千葉県内に在住し、県内外の大学院博士後期課程に在籍(平成 27 年度の進学・進級予定者を含む)する大学院生(外国人留学生を含む)

上記いずれかの条件に該当し、応募にあたり学長又は研究科長・学府長の推薦を受けることができる者。ただし、他の機関、団体等から奨学金助成給付が決まった方には、御辞退頂きます。

応募者が所属する大学独自の奨学金の受給者については辞退する必要はありません。

不明な点がある場合は、早めに新領域教務係へご相談下さい。

なお、東日本大震災において被害に遭われた(1)及び(2)に該当される方は、申請時に被災証明書を同時に提出していただくことにより、若干名の震災被災者枠として、選考いたします。

3. 奨学金の金額等

(1) 金額：博士後期課程院生を対象に月額 7 万円(年間 84 万円)

(2) 給付期間：平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 1 年間。

(3) 募集人員：若干名

(4) 制限：①同一大学からの採用は、原則として 2 名を限度とします。注)

②同一人に対する奨学金給付は 3 年を限度とします。

注) ①については、申請者は考慮する必要はありません。

4. 応募方法

(※様式は添付の Excel ファイルを使用するか財団のホームページからダウンロードしてください)

URL : <http://www.futaba-zaidan.org/>

財団所定の「奨学金受給申込書」に必要事項を記入の上、新領域教務係に提出してください。

「奨学生候補者推薦書」の推薦者は研究科長の公印は教務係にて押印しますので空欄のままご提出ください。

推薦書枠内「推薦の理由」及び「推薦書執筆者」は指導教員の先生に記入を依頼してください。

なお、書類選考をスムーズに進めるため、申込書は手書きではなくサイボウズの添付ファイルまたは財団ホームページからダウンロードした Excel ファイルで作成し、文字の大きさは 10.5P ないし 11P として下さい。

※手書きによる申請書は、受理いたしませんのでご注意下さい。

現在の受給者で平成 27 年度も引き続き受給を希望する場合も、平成 27 年度申請者として

改めて選考を行いますので、本年 4 月から現在までの学会発表・論文発表等研究業績を

「平成 26 年度奨学金中間報告書 (別添様式)」にまとめ「平成 27 年度奨学金受給申込書」に

添付して「奨学生候補者推薦書」とともに、募集期間内に申請手続きを行って下さい。

5. 募集期間

平成 26 年 7 月 16 日(水)～8 月 19 日(火) 柏キャンパス・新領域創成科学研究科 教務係 必着 (紙媒体及び Excel ファイル)

6. 選考方法

(1) 一次選考 財団の選考委員会による書類審査を行う。

(2) 二次選考 一次選考通過者のみに財団の選考委員会による面接審査を行う。

日時：平成 26 年 10 月 17 日(金) (時間は、一次選考通過者に対し別途ご連絡します。)

(3) 最終選考 選考委員会の結果を理事会で決定。

7. 選考結果通知

推薦者ならびに申請者に対し、平成 26 年 10 月中を目途に選考結果の通知を行います。

なお、選考内容に関するお問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。

受給が内定した方は、事後の手続きとして、奨学金振込のための銀行口座(千葉銀行に限る)の開設、支店名・口座番号・名義人(カタカナ)、平成 27 年春の進学・進級予定を含めて報告をお願いします。(内定者には、詳細について別途ご連絡します。)

なお、受給者の氏名、所属、研究課題は、財団の媒体(ホームページ等)にて公表致します。

8. 奨学金受給者の義務

(1) 今後一層学業に励み健康に留意し奨学生に相応しい態度と行動をとって下さい。

(2) 奨学金は学業および研究遂行のために使用し他の目的には使用しないで下さい。

(3) 平成 27 年度奨学金贈呈式(平成 27 年 7 月 3 日(金))等の奨学生に関する財団の行事に進んで参加し、奨学生間の交流を図り意識高揚、親睦に努めて下さい。

原則として交通費等の支給はありません。

(4) 奨学金受給決定後に、住所(メールアドレスを含む)、電話等変更や休学、転学、退学等学籍上の異動が生じたときは、速やかに事務局に報告して下さい。

(5) 当該年度の奨学金支給が満了する平成 28 年 3 月に「奨学金終了に伴う報告書」を提出していただきます。近況および終了に当たって感想を A4 用紙 1 枚に記載して下さい。

スタイルは問いません。提出して頂いた「報告書」は当財団の年報などの媒体に掲載します。

(6) 平成 28 年開催予定の「平成 27 年度成果発表会並びに平成 28 年度研究助成・奨学金贈呈式」(平成 28 年 7 月 8 日(金)開催予定)において、研究内容の成果発表をお願いします。成果発表はポスター発表形式で行い、5 月末までに事務局から指定するフォーマットで作成をお願いします。また、作成頂いたポスターは当財団の年報等に掲載します。

上記(1)～(6)の奨学金受給者の義務に著しく違背したときは、奨学金の支給停止、奨学金の一部または全額の返還を求めることがあります。

9. 奨学金の支給開始日

平成 27 年 4 月 10 日に(4～6 月分として 21 万円)を指定口座に振込み予定。
以降は、7 月 10 日、10 月 9 日、平成 28 年 1 月 8 日の支給日に、
当月・次月・次々月の 3 ヶ月分・21 万円を順次、指定口座に振込み予定。

本件問合せ先：

新領域創成科学研究科 教務係（内線 64096）